

第3章

工業部門と国家予算に見る 経済再建の動き

ぼく ちえ ふん
朴 在勲

はじめに

2004年3月、朝鮮民主主義人民共和国（以下、「朝鮮」）内閣の朴鳳柱（パク・ポンジュ）総理は最高人民会議（国会に相当）第11期第2回会議の席上、2003年度工業総生産額が前年比110%に達した、すなわち前年より10%増加したことを発表した。こうした工業総生産額の増加は2000年以降続いていることが確認され、1990年初めから困難な状況にあった経済が緩やかではあるが回復基調に入ったことを示しているものである。またこれは、2002年7月1日より実施された大規模な経済管理改善措置が一定の成果をあげているとことを示している。

ここでは、2000年以降の経済の動きについて、政府の発表する経済統計や公式文献、研究論文などに拠って工業および国家予算における変化を論じる。

第1節 「7.1措置」による朝鮮経済の変化

1. 転機としての1998年

1980年代末より1990年初めにかけてのソ連をはじめとする東欧社会主義政権の崩壊は、対外経済関係を社会主義市場に大きく依存していた朝鮮経済に大きな打撃をあたえた。これにより、1993年に第3次7カ年計画（1987—1993）は当初目標未達成のまま終了し、3年間の「緩衝期」を設けることになった。悪条件はそれ

にとどまらず、1995年からの度重なる水害および旱魃などの自然災害により、緩衝期の目標さえも達成できない状況に陥ってしまった。

2002年7月1日、政府は「経済管理改善措置」（以下「7.1措置」）と呼ぶ大規模な経済措置を打ち出し実施に移した。それは経済改革と呼ぶにふさわしい大胆な内容を含んでおり、当局者も、慎重にはあるが、自ら「経済改革」と呼びはじめている¹。

「7.1措置」が発表された当初、マスコミや朝鮮問題研究者たちの中では、経済的混乱によって突発的に中国やベトナムを真似て「改革」・「開放」路線に転じたものであるという、ネガティブな評価を下すのが多かった。しかし、経済の動きを丹念に見れば、今回の措置は周到な準備を経て水面下で進められてきた経済改革の一端がその姿を現したものであるということが出来る。

経済再建への転機は1998年であった。この年の初めからの金正日（キム・ジョンイル）国防委員長²の動きはそれを物語っている。それまで人民軍部隊への視察を主に行ってきた金委員長は、中国との国境地帯である慈江道（チャガンド）を訪れて同地の経済部門に対する視察を行ったのであるが、これ以後、経済部門に対する「現地指導」³が頻繁に行われるようになる。これは、金委員長自ら経済再建に向けて陣頭指揮を執り始めたことの現れであった⁴。さらに、同年7月には、8年ぶりに最高人民会議第10期代議員選挙⁵が行われ、9月5日、最高人民会議が4年ぶりに招集された。

最高人民会議第10期第1回会議では社会主義憲法の改正や国家指導機関選挙が行われた。この憲法改正に従い、中央および地方の行政機関の改変および縮小が行われ、洪成南（ホン・ソンナム）を総理とする新内閣が発足した⁶。

ここで注目されるのは憲法改正により行政機関が政務院から内閣へ変更されたことである。これは後に詳しく見るが、単に名称の変更にとどまらず、特に経済に関する権限をより強化するための措置であった。

また、それと同時に省庁の整理・統合も同時に行われた。これも内閣の経済運営でのリーダーシップをより強化するためのシステム的なサポート策であった。

新内閣発足の直後、朝鮮労働党機関紙『労働新聞』と党理論誌『勤労者』の共同論説「自立的民族経済路線を最後まで堅持しよう」（1998年9月17日）が発表された。この論説は、新内閣が発足を受け、政権党である朝鮮労働党が今後の経済運営に関する原則的立場を示したものであった。

この論説はタイトルのとおり、自力更生を強調して、資本主義社会からの「改

革」「開放」圧力を批判するものであった。しかし一方で、この論説には、「経済事業において実際的な利益が生まれるようにしなければならない」、「蟻が骨をかじるような戦術で経済全般をひとつひとつ立て直すことがわが国の経済を一日も早く活性化させる道である」と述べた部分がある。これは「実利」を追及するという言葉で経済部門の採算性を重視し、それに基づいて各部門を一步一步立て直していくという決意を表明したものであった。

実際、この後経済再建をめぐる動きは活発化していく。1999年3月には最高人民会議第10期第2回会議が開かれ、5年ぶりに国家予算が発表された。同会議では「人民経済計画法」の制定という経済再建への新たな法的枠組みが作られた。また、同時期に、企業の専門化を推し進め、大規模化した連合企業所（企業連合）の整理縮小⁷にも着手した。この時期から、まさに「蟻が骨をかじるように」ゆっくりとではあるが建て直しが進行し始めていたのである。そして、2000年に入ると1995年以降の「苦難の行軍」の終結が宣言され⁸、経済再建への動きはさらに大きな一歩を踏み出すことになった。在日朝鮮人が発行する月刊誌『イオ』は、国家計画委員会の幹部の言葉として、金正日委員長の経済戦略が全国で推進され始めたのは2000年末からであったと報じている⁹。

この経済戦略の内容は第1に、経済司令部としての内閣の役割強化、第2に、各経済指導機関への計画化（経済計画作成）権限の委譲、第3に、工場や企業の合理的組織と管理運営の改善、第四に生産の分化、専門化などであるという。これは洪（ホン）総理が2001年4月の最高人民会議第10期第4回大会において、「内閣は変化した環境と条件に合わせ、社会主義经济管理運営方法を我々式に独特に開拓していくでしょう」と述べたのに続き、翌02年3月に行われた第5回会議の報告でも、「わが党と国家は昨年、社会主義社会の本性的要求にあわせ、经济管理を改善強化するための画期的な措置をとりました」¹⁰と述べていることでも確認できる。

洪総理の述べた「画期的措置」に相当するものの一つが連合企業所の統廃合であったことは間違いない。連合企業所改編の様子を上掲『イオ』では、「具体的には現存する工場や企業を解剖学的に分析し、取り壊すべきものと部分的な修正で利益を上げられるものに分けられ、新たな対策が講じられて」おり、「技術的に劣っている南浦（ナムポ）ガラス工場や、電力を利用¹¹する旧式な生産工程を抱え採算の合わない企業所などはすでにいくつも廃止され」、「各工場や企業では現代技術を土台にした経営管理の合理化、効率化が着々と進められ」¹²たと記している。それと

同時に経済再建という目的の下、計画化の方法や企業の独立採算など、現存の経済管理方法についての全面的な検討が行われた。さらに、2000年に、コメの価格を基準に全般的な価格を調整するという「7.1措置」の目玉といえる部分の準備作業が始まっていた¹³。

このような全面的な検討作業および試験的導入を経て、2001年10月3日発表されたのが、金正日国防委員長の「強盛大国建設の要求にそって社会主義経済管理を改善、強化することについて」（以下「10.3文献」）¹⁴であり、これをもとに政策として出されたものが2002年の「7.1措置」に他ならない¹⁵。

経済再建への転機となった1998年から2002年の「7.1措置」に至る道のりは表1のように整理できるであろう。

まず、経済担当者としての内閣の役割を明確化したうえで、経済再建のための党の原則的方針を再確認、「人民経済計画法」を制定することによって、党の方針を法制化し、経済再建への原則的枠組みを作り上げる。そして、その上で党および国家を挙げての経済実態調査を実施し、それに基づく経済運営の全面的検討を重ねる。その結果として経済管理改善における具体的政策が立案され、実施される。つまり、①原則的枠組みの提示、②実態の把握、③枠組み内での大胆な改革案の策定

表1 1998年以降の経済再建への動き

年 度	行 動 主 体	事 象	内 容	
1998年	金正日委員長	慈江道への現地指導	経済再建着手	制度的枠組造成
	最高人民会議第10期第1回会議	社会主義憲法改正 中央および地方行政機関の整備＝内閣発足	国家システム整備	
	党機関紙、党理論誌	論説「自立的民族経済建設路線を最後まで堅持しよう」	党の路線確認「実利」追求	
1999年	最高人民会議第10期第2回会議	国家予算発表（5年ぶり） 「人民経済計画法」制定	国家財政	検討及試験的導入
			法整備	
2000年	党および国家	連合企業所統廃合（～2001年）	実態把握および政策検討	
2001年				
	金正日委員長	「強盛大国建設の要求にそって社会主義経済管理を改善、強化することについて」発表	対策提示	
2002年		「経済管理改善措置」（7.1措置）	政策実施 後続措置	
2003年～		農民市場の総合市場化など		全面的実行

および実施というプロセスを経てとられたのが「7.1措置」であったといえる。

このうちで注目すべきは実態の把握ということである。これまで党と政府は、1990年代に入ってから経済的困難の要因について、社会主義市場の崩壊、アメリカの「孤立・圧殺策動」といった対外的な要因を強調し、それに自然災害が加わったものとしてきた。しかし、1998年からの動きは党と政府が対内的な要因について厳しい目を向けるようになった結果であった。まさに、党と政府は経済運営の実態から迫り、経済に内在している問題点を改善するためにより根本的な問題についての対策を立てるようになったのである。

2. 経済停滞の内的要因

経済停滞の内部要因を正面から扱った文献は公開されていない。しかし、逆に「10.3文献」とそれに基づく具体的政策である「7.1措置」、それに前後して新聞や学術誌などに発表された経済関連論文などを通じて、その内容を見出すことができる。

第1に、社会主義計画経済の基本である経済の計画化について、その計画立案および実行が現実在即していないという指摘がなされていた。経済研究者は2002年に発表した論文で「現実性のない計画は紙切れに過ぎない」と間接的にはあるがこれを示している。具体的には、計画自体に合理性を欠いていたこと、また、計画の過度な中央集中化がネックになっていたこと、計画指標が偏向していたことなどであった¹⁶。

第2に、経済における内閣（憲法改正前は政務院）の指導性について、実際の経済運営においては、それがうまく機能しなかったという指摘がなされた。第3次7カ年計画が目標の未達成により事実上延長された1993年頃を前後して、政務院は「経済司令部」¹⁷であるという考えにもとづき「すべての経済事業を政務院に集中させる措置」をとったとされる¹⁸。具体的には経済に対する党と政務院の役割を整理したものであると思われるが、1994年より実行された「農業第一主義」、「軽工業第一主義」、「貿易第一主義」を中心課題とする「革命的経済戦略」¹⁹を遂行するために政務院の経済に対する指導の強化を図ったものであろう。しかし、それはうまく機能しなかった²⁰。

第3に、企業における非効率性について指摘された。たとえば、いくつかの企業を集めて連合企業所を結成するにあたり、原則が一貫せず、非効率な組織化が行われた。前述した1999年からの連合企業所の統廃合はこの問題に対する措置で

あった。また、国家の過度な統制による国営企業の相対的独自性の弱化²¹とそれに伴う既存の独立採算制の持つ問題点も指摘された。既存の独立採算制は経営損失が出た場合も国家がそれを補償するというシステムになっており、企業が採算ベースに基づいて企業運営をするという積極的モチベーションを持つのが難しい状況にあった。

第4に、労働者に対する分配における「悪平等」について指摘された。社会主義的分配という名の下で、労働の量と質による分配という原則がうまく働かず、働いても働かなくても分配量は大きく変わらないという状況が問題になった。この結果、労働者の労働意欲は低下し、生産に支障をきたしていた。

これ以外にも、農業部門における問題や、経済発展における科学技術の役割についての問題などが指摘されたようである。

第2節 工業における変化

「7.1措置」が工業部門にもたらした大きな変化は大きく2つに分けられる。一つは計画化についての変化、また一つは企業内の管理に関する変化である。

1. 計画化における変化

従来、経済計画の作成は大きく3つのプロセスを踏んで行われていた。

まず、企業が生産成長の可能性を計算した数字（予備数字）をまとめ、上級機関及び国家計画機関に提出する「予備数字段階」、次に、国家計画機関が提出された各々の予備数字を検討して作成する数字（統制数字）を、該当機関の批准を受けたうえで企業に伝達する「統制数字段階」、そして、企業が統制数字に基づき人民経済計画草案を作成して上級機関及び国家計画機関に提出する「計画数字段階」がそれである。このような3つのプロセスを経た後、最終的に国家計画機関が、提起された各々の人民経済計画草案を検討し、国家の人民経済計画草案を作成して内閣に提起し、批准され確定するのである。

1999年に採択された「人民経済計画法」第6条には、「国家は、社会主義経済法則及び現実的条件を正しく計算し、科学性、現実性、動員性が保障された人民経済計画を樹立し、計画実行規律を強化して経済事業で実利を出すようにする」と明記されている。しかし、実際の計画化およびその実行において「科学性」、「現実性」

は実体を伴わなかった。

そこで講じられた対策は第 1 に計画化工程の簡素化である。

具体的には、従来の「予備数字段階」、「統制数字段階」が廃止され、企業からストレートに「計画」が上がるようになった。そこで、国家的な経済目標の達成のための基準として「計画作成方案」が導入された。これは国家計画機関から企業に伝達されるもので従来の「統制数字」と似ているが、その性格は根本的に異なっている。

従来の統制数字は国家の批准を受けた法的性格を持つものであった。企業は下達された統制数字にしたがってそれを遂行するための計画数字を作成する法的義務を負っていた。それに対して「計画作成方案」は法的性格を持たず、計画作成のための基準としての性格しか持たない。これにより、国家がその要求を一方的に現場に押し付けるのではなく、企業が計画実行の主体として自らの意見をダイレクトに計画に取り込ませるようになった。それと同時に、企業は自らの意見を全体の計画に反映させることができる分、その実行に責任を持つことになった。したがって、計画化プロセスの簡素化は、計画化にかかる時間を短縮するとともに現場の実情に沿って計画を作成するようにすることを狙ったものであった。

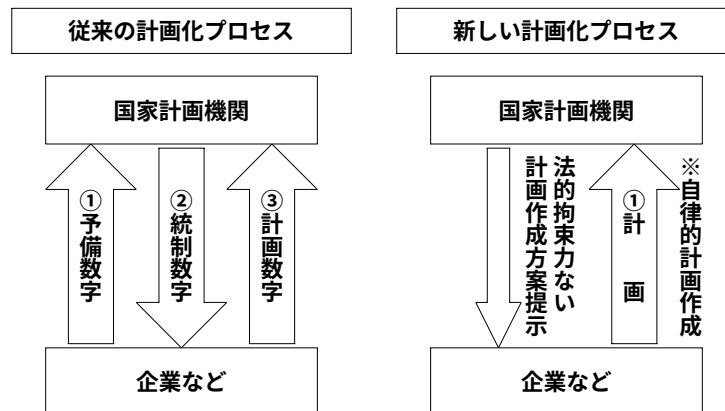
人民経済計画法には、計画の作成について従来の 3 つのプロセスを経て行われることが条文に記されていた²²。今回の簡素化が条文の改正を含むものなのかどうかは確認できていない。

第 2 の対策は計画策定権限の下部への委譲である。従来、計画策定が中央に集中していた結果、地方や企業の創意性を抑制していたという反省に基づき、戦略的意義を持つ指標（電力、石炭、自動車など）については国家が直接計画するものの、その他の指標については該当する機関や企業、または地方の指標として大幅に分担することとした。これは、企業や地方が創意工夫し現実的かつ意欲的な計画を立て、生産者を計画遂行へと促す効果を期待するものである。

第 3 の対策は質的指標、貨幣的指標の計画化を重視することである。これまでの計画は鋼鉄何万ト、電力何千瓩などという量的指標を重視した半面、質的指標については軽視していた。それにより、計画では効率性という観点が事実上欠落していた。そこで、従来の量的指標とともに生産資源の効果的利用を示す労働生産性、設備利用率などの質的指標や、計画を金額で表す原価、利潤などの貨幣的指標を計画化にも取り入れることにした²³。

第 4 の対策は計画の科学化と情報化を進めることである。これは、線形計画法

図1 計画作成プロセスの変化



などの経済科学的手法を積極的に導入するとともに、大規模なコンピュータネットワークを構築・整備し、すべての部門と単位、全国の企業に構築されたイントラネット網とつなぐことにより、リアルタイムで情報を収集、発信するシステムを構築するということである²⁴。このようなコンピュータによる情報ネットワークの構築により、情報の共有化、計画の下達や問題点の提起、対策の構築などをスピーディーに、幅広く行うことが可能になり、またそれにより、遊休設備や余剰原材料などの売買も効率的に行われるようになることを期待したものである。

2. 企業の管理に関する変化

生産現場である企業の経営を効率化し、現場の創意性と責任性を向上させるため、以下のような対策が採られた。

第1の対策は生産の専門化である。具体的には企業ごとに生産を専門化することや、部門別あるいは品種別の専門生産を行う企業を創設することである。連合企業所もこの原則にしたがって不合理な企業は合理化し再構築するということになった。また、これにともなって関連性のある企業間あるいは部門間の中間財の供給にも注意を払うことになる。これは経営資源を一点に集中させることにより生産をより早く正常化させることを狙ったものである。さらに専門化された製品に技術的な投資を集中することにより、生産性と製品の質を同時に向上させようという狙いもある。また、そのような企業間におけるネットワークを構築することで、各企業での成果にもとづいて不足面を相互補完しあうとともに、シナジー効果を得ることを可能にしようというものである。

第2の対策は「社会主義物資交流市場」を合理的に組織し運営することである。そもそも社会主義経済においては、機械設備や原材料、資材などの生産手段に対する私的所有を認められておらず、国营企業における生産手段もその所有権は国家にある。つまり、国营企業は国家が所有権を持っている生産手段を管理・利用し生産を行っているのであって、その余剰分を勝手に売買できる権限を与えられていなかった。しかし、国家が生産手段の正常な供給を行えない状況の下で、余剰と不足の共存²⁵により生産が正常に行われないという事態が頻繁に起こった。つまり、A企業ではX財は余っているがY財が不足していることにより生産が行われず、B企業ではY財が余っているがX財が不足して生産が行われないという場合である。このような場合、生産の正常化のためには、X財とY財がそれぞれ正しく再分配されねばならないが、従来はそれが不可能であった。そこで、計画的な資材供給システムを補完する形で各々の企業において生じる余剰原料や資材などをお互いに融通しあい、効率的に利用するための物資交流市場を設けてそれを活用させることにした。これにより各々の企業が持っている資材などを独自に融通しあうことが可能になった。これは限られた資源の効率的利用を促そうというものである。ただし、個々の企業は物資の種類や範囲などを決めた上で中央銀行にある口座を使い決済するという原則を守らなければならないことになっている。

第3の対策は独立採算制の見直しである。独立採算制とは、「国家の中央集権的指導の下で、経営上相対的独自性を持って経営活動をしなが、収入と支出を合わせ国家に利益を与える、社会主義国营企業の計画的であり合理的な管理運営方法」²⁶である。この制度の基本は企業が自らの収入で生産に関する支出をまかない、またその中から国家に利益金を上納することであるが、これが機能していない企業が少なからずあった。そして、支出を収入でまかなえなかった場合や経営損失を出した場合には、国家からの貸付や資金の補填により企業経営が維持されていたのであった。しかしこのような採算性の乏しい企業に対する国家的援助は、企業のモラルハザードを誘発する恐れがある²⁷。また、労働者にすると企業の採算性が乏しくとも、つまり生産が正常に行われなくても賃金の支払いは一定額行われるということから、労働インセンティブが働かないという問題もあった。その上、国家からの資材供給が正常に行われない近年の状況は、そのような問題点がより顕著なものになっていたことは想像に難くない。そこで今回、「独立採算制規定」²⁸が大幅に改定され、企業に適用されることになった。

新たな独立採算制の特徴は、企業の採算を計るため新しい指標が設定されたこと

である。これは「稼ぎ高指標」というものである²⁹。ここで「稼ぎ高」とは企業の総販売収入より生活費（賃金）を除いた販売実績原価を控除したものであり、新たに創造された所得部分であるとされる³⁰。

稼ぎ高＝企業総販売収入－{販売実績原価－(生活費³¹)}

この「稼ぎ高」という概念は、年間を通じた生産および財政活動により収入が確定される国営農場や国営牧場などで、農場や牧場に入る部分と労働に対する分配の源泉を計るものとして使われてきたあまり一般的ではない概念であり、工業部門では利用されていなかった。

しかし今回「稼ぎ高」という概念を工業部門に新たに導入したことは次のような意味を持つ。

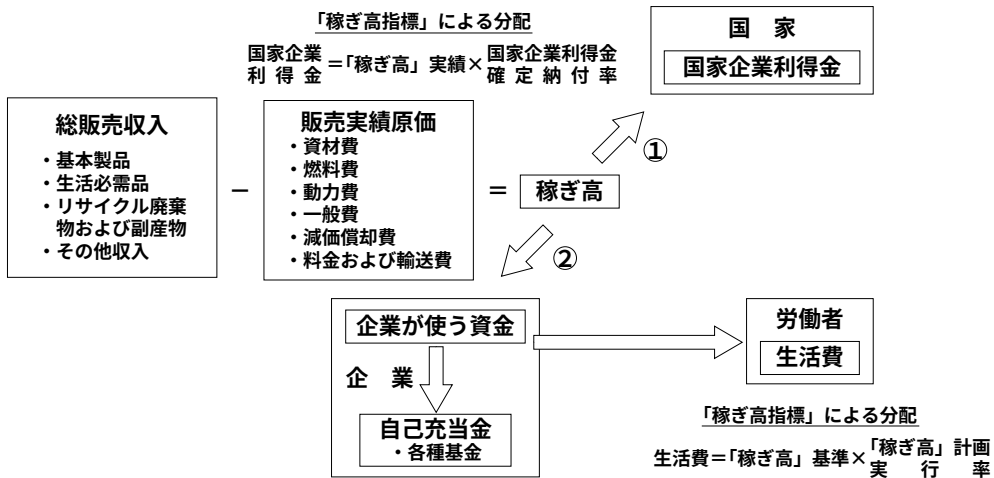
まずは企業への効果である。

「稼ぎ高指標」を計画指標として導入することにより、企業は現物指標別計画による製品の生産だけではなく、販売にも目を向けるようになる。従来企業は、コストがいくらかかろうとも、また、その品質が一定水準に満たないものであっても、デザインその他が市場のニーズを満足させなくても、生産計画を達成さえすれば企業はそれで評価されていた。しかし、生産品の販売までを視野に入れた指標が導入されることによって、市場のニーズを生産に反映させる効果を企業にもたらすであろう。

また、「稼ぎ高」を上げるためには、市場のニーズに沿った製品を大量に生産し販売するだけでなく、生産における投下財の節約や、労働生産性の向上などにより利幅を拡大することも有効であるということから、企業のコスト意識や生産性意識の向上が期待できるという効果もあるだろう。

それと同時に、これまで計画外生産やその他の収入については、現物指標計画の達成というハードルを越えた後でのみ評価の対象になったのだが、今回その規定を改め、計画外の収入についても、計画の達成可否にかかわらず販売収入に計上できるようになった。それにより、与えられた計画の達成とともに計画外の実績も積極的にやることによって収入を上げることや、賃加工などの工業的作業による収入への意欲も高まるという効果も期待できよう。ただし、企業が自己の販売収入の確保のため、与えられた計画を後回しにして収益性の高い計画外生産を先行させるなどの偏向をなくすため、国家計画未達成の場合は反則金を納めるという規定も作られた。

図2 稼ぎ高分配の流れ



これに応じて、企業の国家に対する上納金の形態に変更が加えられた。従来、企業から国家への上納金は、「取引収入金」と「国家企業利益金」という形で二元的に納められていた³²。今回、この国家への納入金が新しく「国家企業利得金」³³という形で一元化された。企業の立場に立ってみると、自らの利益金である稼ぎ高から「国家企業利得金」を納入した残りの部分を自己充当金として自己責任下で運用できるようになった。

次に労働者への効果である。

従前の働いても働かなくても一定の生活費が保証されるという「悪平等」がただされ、労働の成果が製品の生産と販売の結果としてあらわれる稼ぎ高指標を基準にし、「働いただけ、稼いだだけ」労働の分配を得ることができるということになる。これにより、労働意欲の向上が期待される。

もう一つ、新たな独立採算制で特徴的なことは、従前に国庫に納入していた減価償却金（減価償却費相当額）を企業内に留保し、基金として積み立てられるようになったことである。これにより企業は設備の補修や更新を自らの実情に合わせ独自の判断で行えるようになった。また、稼ぎ高のうち、企業の自己充当金部分を拡大再生産や、職場及び作業チームを対象にした報奨金支払いなどのための各種企業基金として積み立てることが奨励され、企業内でのさまざまな資金需要に対し以前より大きな自己裁量権をもつことになった。

3. 改革措置後のパフォーマンス

このような政策は実際、工業部門に生産の増加をもたらしたと思われる。表2を見ていただきたい。

工業総生産額とは、「工業部門または企業で一定の期間に行われる工業生産労働の総体的結果を反映する、貨幣で表示された生産高指標である」³⁴。工業総生産額は工業部門内企業の総生産額を合計する方法で計算され、個別企業の工業総生産額は当該企業で生産された最終商品価格より原材料費等中間投入分を除いて計算される。つまり工業総生産額とは工業部門において新たに創出された付加価値の総額をさすといえる。この場合基準になる価格は国定卸売価格である。ここで注意が必要なのは、この指標は企業単位においては中間財の重複計算を避けているが、それらの単純合計のため、国レベルでは中間財が重複して計上されているということである。

朝鮮では工業総生産額指標は工業部門生産の活動状況を総括的に反映した指標であり、工業生産における成長速度を表すものとして利用されている³⁵。工業総生産額は2001年には2%と伸び率は下がったが、2000～2003年平均8.5%であり、おおむね10%以上の成長である。なお、これらの数字には「7.1措置」による価格上昇の影響が見られていないことから、この措置前の生産物価格を基準にするなど、

表2 工業総生産額及び個別工業部門生産 前年比増加率

年 度	2000 (実績)	2001 (目標)	2001 (実績)	2002 (目標)	2002 (実績)	2003 (目標)	2003 (実績)	2004 (目標)
工業総生産額	10%		2%		12%		10%	
電 力		10%		20%			21%	
石 炭		30%	30%	10%			—	
鉄 鉱 石							46%	130%
鉄 鋼								
鋳 鉄								150%
圧延鋼材								400%
鉛・亜鉛							76%	
セメント							27%	
織 物								73%
履 物								53%

出所) 最高人民会議第10期および第11期 各会議における内閣報告より筆者作成。

何らかの統計的操作を行った数字が発表されたものと考えられる。

個別工業部門の生産に関しては、2000年～2002年までは石炭、電力部門のみ目標値及び達成値が公表されたが、2003年度実績からは鉱工業生産、2004年の目標値にはそれに加え軽工業品の数値が公表されるようになった。この公表状況は以下のように解釈できる。

経済再建に着手した初期段階である2000年は、すべてのものが不足している中で、もっとも緊要な部門への一極集中的な投資を行うという戦略がとられたと考えられる。工場稼働率を高めて生産を正常化するためにはまず、電力不足の解消が至上命令であった。そこでとられたのが水力発電所建設への投資と、発電能力の約半分を占める火力発電所の燃料である石炭部門への投資であった。その成果が2000～2002年に石炭および電力部門の数値公表となって出てきたものと思われる。

在日朝鮮人の発行する日刊紙『朝鮮新報』に掲載された「2.8直洞炭鉱」に関するレポートによると、2002年の「7.1措置」により、炭鉱労働者の生活費（賃金）は23倍に引き上げられた。これは事務員の17倍よりも大きな幅であり、重労働に従事する労働者への優遇策である。それにより基本生活費は従来の130～260^{ウォ}から3,000～6,000^{ウォ}へと上昇した。それとともに、「累進生活費」制度が導入され、計画の70%を達成すると基本生活費の全額が支給され、120%を超える生産実績については5倍の累進生活費が支給されるというものである。インタビューに応じた労働者は毎月計画の300%を達成し、6万^{ウォ}を支給されており、同じ班に所属するほかの労働者も平均2～3万^{ウォ}支給されているとのことである³⁶。

これは2002年以降の話ではあるが、2000年からの石炭部門への先行投資は、その成果を最大限に上げるために、上記のような企業と労働者に対するインセンティブの強化策を「7.1措置」に先行する形で取り入れたであろうことは想像に難くない。

その後の数値目標を見ると、電力の増産、それによる機械工業その他部門生産の正常化、それに誘発された鉄鋼材の増産及び軽工業品の増産というかたちで、速くはないが一步一步進んできた経済再建への道のりが見えてくる。とくに、2004年度の銑鉄及び圧延鋼材大幅増産への意欲は、生産への自信の表れであるといえるだろうし、工業生産正常化への動きに加速がついてきたものと評価することもできるであろう。

2001年に一時的に工業総生産額の伸び率が鈍化しているが、これは「7.1措置」に先立って行われた独立採算制に関する措置の影響だと思われる。2001年にはそ

れまでの国家の企業に対する貸付金を企業内基金として計上し、また、累計していた経営損失についても企業にデフォルトを認めるという措置がとられた。これは独立採算制の新規定を出すに当たり、各企業を同じスタートラインに立たせ、その上で採算性の低い企業は再整理するという目的で行われたものであり、その結果として国家の歳出が生産的に支出されなかったのではないと思われる。

第3節 国家予算における変化

朝鮮ではごく一部の例外を除き、ほとんどすべての経済主体が国有あるいは協同所有になっており、それらの業績はストレートに国家予算の規模に反映される。

1. 国家予算の構成

朝鮮は1974年に制度上税金を全廃した³⁷ので国家予算において所得税や法人税といった租税収入の項目はない。朝鮮における国家予算の歳入の大部分は、最近まで「取引収入金」および「国家企業利益金」が占めており、その合計が歳入の約70%を占めていた。そのほかの歳入源は、減価償却金、協同組合利益金、社会保険料収入などであった。

歳出項目は大きく人民経済に対する支出（人民経済発展費）、社会文化施策に対する支出、国家管理に対する支出、国防に対する支出などに分類されており、大まかに「人民経済」40%、「社会文化」40%、その他20%という割合であった。

しかし、2000年から項目が細かく変わってきている。これは同時期から行われた経済再建の動きと連動している。

「人民経済事業費」に属していた「追加的施策費」は、2000年度から新しく制定された「人民の福利増進のための資金」項目へと移動した。よって「人民経済に対する支出」項目の比率が下がり、「人民福利増進資金」が相対的に増額になった。

また、2002年に実施された「7.1措置」の結果、2002年度実績及び2003年度計画からは、生産部門の国営企業からの「取引収入金」および「国家企業収入金」項目は廃止され、同時に、国営サービス部門企業からの「サービス料収益金」項目も廃止された。生産及びサービス部門国営企業からの国家への上納は、新たに導入された「稼ぎ高指標」の導入と共に設けられた「国家企業利得金」項目で計上されることになった。「協同団体利益金」は「協同団体利得金」となった。「稼ぎ高指標」

図3 国家予算項目における変化

1999年まで			2004年度現在		
歳入			歳入		
1.	取引収入金	→ 1	1.	国家企業利得金	
2.	国家企業利益金	→ 1	2.	協同団体利得金	
3.	減価償却金	→ 廃止	3.	社会保険料収入金	
4.	協同団体利益金	→ 2	4.	国家財産販売・その他収入	
5.	サービス料収入金	→ 1			
6.	社会保険料収入金				
7.	国家財産販売・その他収入				
歳出			歳出		
1.	人民経済に対する支出		1.	国防資金	
	1 基本建設資金		2.	人民経済発展資金	
	2 大補修資金			1 基本建設資金	
	3 人民経済事業費			2 大補修資金	
	1 追加的施策費	→ 3 - 1 - 1		3 人民経済事業費	
	2 工業事業費			1 工業	
	3 農業事業費			2 農業	
	4 都市経営事業費			3 科学技術発展	
	5 地方事業費			4 都市経営	
	6 対外経済事業費			5 国土管理	
	7 科学技術発展費			6 対外経済	
	8 国土事業費			7 地方事業費	
	9 交通運輸		3.	人民の福利増進のための資金	
2.	社会文化施策に対する支出	→ 3 - 2		1 人民的施策費	
	1 教育	→ 3 - 1 - 2		1 追加的施策	
	2 文化	→ 3 - 2 - 1		2 教育	
	3 保健	→ 3 - 1 - 3		3 保健	
	4 体育	→ 3 - 2 - 2		4 社会保険・社会保障	
	5 社会保険・社会保障	→ 3 - 1 - 4		2 社会文化事業費	
	6 対外事業およびその他	→ 3 - 2 - 3		1 文化	
3.	国家管理に対する支出	→ 4		2 体育	
4.	国防に対する支出	→ 1		3 対外行事及びその他	
5.	予備費		4.	国家管理費	
			5.	予備費	

出所) 各種資料及び現地ヒアリングをもとに筆者作成。斜線部分は変更された部分。

が協同組合にも導入された結果なのかについては不明である。それとともに、減価償却金が企業内に留保されることになったのを受け「減価償却金」項目が廃止された。

また、国防費が第1項目となったことも目を引くが、これは近年、「先軍（軍事優先）政治」が党の基本方針となっているという政治的事情を反映しているであろう。

「取引収入金」および「国家企業利益金」と新しく制定された「国家企業利得金」についてはとくに注意を要する。

「取引収入金」とは「一定の割合で価格に固定され、生産物が実現（販売）されるのにつれ国家予算に繰り入れられる社会純所得の一部分」³⁸であるという。直感的に日本における消費税と比較しがちだが、「取引収入金」は商品価格を構成する要素であるというところが違う。消費税は商品の価格に一定の税率をかけるのであるが、「取引収入金」は価格を制定するときにすでにその価格に含まれているのである。また、商品により、奢侈品には比較的多くの、日常の生活用品などには比較的少ない「取引収入金」が付加され、価格（国定卸売価格）が制定されるのである。企業は商品の販売代金を受け取ると同時に国家に「取引収入金」を納付することになる。

一方、「国家企業利益金」とは、販売代金のうちから「取引収入金」を納入して企業の手元に残った企業利潤の一部を、国家予算へ再び繰り入れるためのものである。これは、国家が企業に必要以上の資金を残すことなく、社会的に生産された純所得を国家に最大限に集中させることを目的としたものであった。

従来行われてきたこのようなかたちでの国家予算への納入は、すべての資材が国家から供給され、国家が制定した国定価格で指定された対象に販売される限りにおいては、独立採算制企業にとって国家予算への貢献ということを取り立てて意識させるものではなかった。また、経営努力により多くの利潤を上げたとしても結局は国家に収納されるということから、生産意欲を高める方向にはなかなか向かないという問題を含んでいた。

しかし、今回「稼ぎ高指標」の導入をともなう独立採算制の見直しと社会主義物資交流市場の積極的奨励、また、減価償却金の企業内留保の許容などにより、生産と販売における企業の裁量が保証されるようになった。そこで生まれた生産意欲が「稼ぎ高」の増加とともに「国家企業利得金」の増加を引き起こしたのであろう。そして、その結果が年平均8.5%という工業総生産額の増加という形で表れてきた

と推測される。

2. 国家予算規模における変化

朝鮮は2002年度より国家予算の歳入と歳出の絶対額を公表しておらず、その伸び率だけを公表している。これは2002年から価格と賃金の引き上げを行っていることから、それをそのまま反映すると予算金額も非常に大きくなるということから増加率の発表にとどまっていると思われる³⁹。表3では便宜上2001年度の歳入・歳出額を基準にして推計した2002および2003年の金額を記載した。

2001年まで赤字を記していた収支は2002年度を機に黒字に転換している。2002年は「7.1措置」が実施された年でもあり、相当な混乱を伴ったことは想像に難くないが、その中でも着実に歳入が伸びたということは、前年までの準備作業がうまくいったことを示しているといえよう。歳入における具体的な割合は得ることができなかったが、その大部分を占める「国家企業利得金」が歳入増の原動力であることは間違いないだろう。「国家企業利得金」には新たにサービス部門での利潤も含まれることになったが、同年の工業総生産額が12%増加していることから、工業部門における収入の増加が国家予算歳入の増加を牽引したと見ることができる。さらに、上述したように、2001年の各企業のデフォルト措置などの事前準備により、企業のフットワークが軽くなり、また、生産のインセンティブも上がった結果が2002年からの黒字転換に寄与しているとも考えられる。

2003年は歳入前年比14.6%、歳出前年比12.3%と言う高成長を記したが、これは「国家企業利得金」、「協同組合利得金」からの増収とともに、「人民生活公債」発行が大きく寄与していると思われる。朝鮮においては1950年に発行されて以来50年ぶりになる「公債」の発行は、2003年3月の最高人民会議第10期代6回会議において決められたものである。今回の公債発行は、「社会主義経済建設に必要な膨大な資金需要を円満に補う」ためのもので、「遊休貨幣資金を動員して、国の経済発展と人民生活向上のために効果的に利用しようとすることに根本目的がある」⁴⁰とされ、『労働新聞』をはじめとする各種新聞などで購入へのキャンペーンが行われた。また、2002年より新たに徴収することになった「土地使用料」も歳入増に寄与していると思われる。また歳出の面から見ると、従来の穀物買入価格と販売価格の逆ザヤ分や各種「社会主義的施策」に対する国庫からの持ち出しが大幅に削減されたということも見逃せないであろう。

全般的に見ると2000年を前後して起こった朝鮮での経済改革の動きは、工業総

表3 2000年～

	2000年		2001年		2002年
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額
歳 入	2,090,343		2,163,994		前年比 103.0% (2,228,466)
国家企業利得金	—		—	—	
協同組合利得金	—		—	—	
土地使用料	—				
人民生活公債収入					—
社会保険料収入金					
国家財産販売・その他					
前年比	5.6%		3.5%		3.0%
歳 出	2,095,503	100.0%	2,167,865	100.0%	102.1% (2,212,944)
国防支出	299,657	14.3%	312,173	14.4%	
人民経済発展資金	840,297	40.1%	917,007	42.3%	
基本建設資金					
大補修資金					
人民経済事業費					
人民福利増進資金					
人民的施策費	800,482	38.2%	825,957	38.1%	
追加的施策					
教 育					
保 健					
社会保障・社会保険					
社会文化施策支出					
文 化					
体 育					
对外行事・その他					
国家管理支出					
予備費					
不 明		7.4%		5.2%	
前年比	4.7%		3.5%		2.1%
収 支	-5,160		-3,871		(15,522)

『朝鮮中央年鑑』（朝鮮中央通信社）各年版、2003年財政報告（最高人民会議第10期第6回会議、2003.3）および、2004年財政報告（最高人民会議第11期第2回会議2004.3）より作成。統計操作をして得た推計値はイタリック体にした。また、2002年以降の予算金額については、物価の引き

2004年国家予算

(単位：万^千円)

2003年（計画）		2003年（実績）		2004年（計画）	
構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	
	前年比 113.6% (2,531,537)		前年比 114.6% (2,554,321)		前年比 105.7% (2,699,917)
	前年比 105.0%				前年比 116.5%
	前年比 103.3%				
	前年比 103.7%				
					—
	13.6%		14.6%		5.7%
100.0%	前年比 114.4% (2,531,537)	100.0%	前年比 112.3% (2,485,970)	100.0%	前年比 108.6% (2,699,917)
14.9%		15.4%		15.7%	前年比15.5%
38.5%					
15.8%					
22.7%				23.3%	
				40.5%	
					前年比 108.1%
	前年比 115.3%				前年比 109.5%
	前年比 113.1%				前年比 105.9%
	前年比 114.4%				
	前年比 106.6%				
46.6%				20.5%	
			12.3%		8.6%
			(68,352)		

上げを考慮した実質の増加分のみが発表されたが、参考のため単純に2001年の金額にその増加分を乗じた値を（ ）に記入した。

生産額や国家予算を見る限り、その規模の大きさにもかかわらずさほど大きな混乱を見せることなく、堅調な経済成長に寄与していると評価できよう。

結びにかえて

朝鮮の経済再建への動きはまだ始まったばかりである。今年の3月に開かれた最高人民会議第11期第2回会議において文（ムン）財政相は「経済担当者たちは…1970年代の事業気風、闘争気風で働」くことを強調した。これは1974年に行われた「70日戦闘」を念頭に置いたものである。

「70日間戦闘」とは、人民発展計画6カ年計画（1971年～1976年）の遂行中である1974年10月に金委員長の指揮の下で行われた増産運動を指す。その結果6カ年計画は2年前倒しで達成され、「70日戦闘速度」という言葉が生まれた。「70日戦闘速度」は当時第二の「千里馬速度」とであるとされ、60年代に続く朝鮮経済の高揚期のシンボリックなものである。

1990年代後半の「苦難の行軍」・強行軍を「1950年代の精神」（朝鮮戦争からの復興期の精神）で乗り切ろうというスローガンから、1960年代を一気に飛び越し、朝鮮の人々が経済的に一番豊かであったと回顧する「1970年代の気風」を訴えるところに、朝鮮経済の現状をうかがい知るヒントがあるのかもしれない。

経済再建のスタートは悪くなかったが、これから先、難関は少なくないだろう。一番の問題は追加資本の投下である。基幹工業部門とされている電気、石炭、金属などで質的な発展を遂げるには、現在行われている内部予備を総動員し、現場の生産意欲を高めるだけにとどまらず、その部門の老朽化した設備の補修や新しい設備・技術を導入するための追加資本の投下ということが必須である。

これは農業や、軽工業部門でも同じである。先述の最高人民会議ではそのための対策として、国家的な力を集中させ輸出品生産基地を最新科学技術に基づいて整備し、製品の質を世界的な水準に引き上げることによって、国際市場での競争力を向上させることが強調された。輸出による外貨の獲得である。また、それと同時に様々なルートを使って海外からの投資の受け入れについても検討している様子である⁴¹。

このような動きが成功するためには対外的な環境も重要である。これは、対米関係、対日関係、南北関係といった複雑に絡み合っている糸をほぐしながら進められ

ることになる。

来るべき変化に主体的に対処していくための更なる自己改革の継続がこれからの経済再建のキーポイントになるであろう。

(注)—————

- ¹ 金勇述（キム・ヨンスル、朝鮮国際合弁総会社総社長、貿易省次官兼対外経済協力推進委員会委員長）は 2002年9月2日に行われた朝鮮経済情勢セミナー（主催＝朝鮮経済交流協会、東京・有楽町の東京国際フォーラム）で「経済管理改善措置」を「経済改革」と表現。それに続き、2003年6月10日付け朝鮮中央通信論評が「経済改革を推進してきた」と言及。最近では李幸浩（リ・ヘンホ、朝鮮社会科学院経済研究所所長）が2004年10月9日に行われた「チュチェ思想と日朝友好の集い」（主催＝チュチェ思想国際研究所、東京・池袋のサンシャインシティ文化会館）において行った講演で「われわれは改革、開放を行っている。われわれが反対しているのはカッコつきの『改革』、『開放』である」と発言。
- ² 党においては朝鮮労働党中央委員会総秘書および党中央軍事委員会委員長、軍においては朝鮮人民軍最高司令官、国家においては朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長である。国防委員会とは「国家主権の最高軍事指導機関であり、全般的国防管理機関である」。（朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法 第100条）とされるが、国防委員長は「国の政治、軍事、経済力量の総体を統率指揮……する国家の最高職責」であるとされる。ここでは国防委員長の肩書きを用いる。
- ³ 直接現場へ赴き現場の意見を直接聞き、それに基づき直接指示を与えるという指導方法。
- ⁴ 金委員長は1999年1月1日に「わたしは人民軍部隊に対する現地指導とともに地方の多くの部門事業を現地で指導しながら経済建設と人民生活で新しい飛躍を起こすことのできる土台を用意するようにしました」と語っている（金正日「今年を強盛大国建設の偉大な転換の年として輝かそう」 1999年1月1日 『金正日選集』第14巻所収）。
- ⁵ 日本の国会議員に相当。
- ⁶ 中央および地方の行政機関の改変および縮小については、中川雅彦「朝鮮民主主義人民共和国の工業管理体系と経済改革—行政機関と国営企業との関係—」『アジア経済』第45巻7号 2004年7月を参照。
- ⁷ 中川雅彦「1999年の朝鮮民主主義人民共和国——効率化を目指して経済組織を再編——」『アジア動向年報2000年版』アジア経済研究所および同「2000年の朝鮮民主主義人民共

和国——対外関係で地道な足場固め——」『アジア動向年報2001年版』アジア経済研究所参照。

- ⁸ 『労働新聞』2000年10月3日正論「われわれは永遠に忘れないだろう」。
- ⁹ 李松鶴「金正日総書記と強盛大国——経済強国建設への青写真——」『イオ』2002年2月 朝鮮新報社。
- ¹⁰ 洪成南（ホン・ソンナム）「朝鮮民主主義人移民共和国内閣のチュチェ89（2000）年事業状況とチュチェ90（2001）年課題について」2001年4月5日及び「内閣の2001年事業状況と002年課題について」最高人民会議第10期第5回会議2002年3月27日。
- ¹¹ ここで問題になったのは電気を利用すること事態ではなく、電力を浪費するという意味であろう。
- ¹² 李松鶴 上掲記事。
- ¹³ 金勇述は前述のセミナーの席上、質疑応答の中で「2年前（2000年、筆者注）からすべての部門でコメ価格を基準にして部門価格を変える作業を準備したので関係書籍が数十冊あり、それをすべての機関に配布した」、「たくさん準備をしたうえで実施した」と答えている。
- ¹⁴ 朝鮮では故金日成主席や金正日国防委員長の著作のことを「労作（Works）」と呼ぶ。また、金委員長の場合「文献」と呼ばれることもある。労作（文献）には執筆された論文形式のものと、会議の結論などのような話した内容を整理したものがある。当該文献は「談話」形式といわれている。
- ¹⁵ 2004年10月、『世界』11月号に抄訳といわれるものが公開された。日本人ジャーナリストの手によるものだが、重要な部分で明らかな誤訳が見られる。
- ¹⁶ カン・ウンチョル 「主体的な計画経済管理原則を徹底して貫徹することはわが制度第一主義を具現するための確固たる担保」『経済研究』2002年4号 2002年11月。
- ¹⁷ 金日成「中央人民委員会と政務院の事業方向について1990年5月28日」『金日成著作集』第42巻所収。
- ¹⁸ 金正日「党事業をうまく行い社会主義革命陣地をより強固にしよう 1994年1月1日」『金正日選集』第13巻所収。
- ¹⁹ 金日成「当面の社会主義経済建設方向について——朝鮮労働党中央委員会第6期第21次全員会議での結論1993年12月8日——」『金日成著作集』第44巻所収。
- ²⁰ 金委員長は「現在、国の経済事業がうまくいかない主な原因は経済指導幹部（＝政務院、筆者注）が仕事を主人らしく責任的にしないところにあります」とのべている（金正日「経済事業を改善する上で提起される幾つかの問題について 1996年4月22日」『金正日

選集』第14巻所収)。

²¹ 金日成綜合大学経済学部のリ・ドング教授は『朝鮮新報』の取材に対して、「上から押し付けるような命令、指示は過去のものである」と語っている。『朝鮮新報』HP 2003年11月29日〈<http://www.korea-np.co.jp/>〉。

²² 朝鮮民主主義人民共和国人民経済計画法第16条、17条、18条、19条。

²³ カン・ウンチョル 上掲論文。

²⁴ リ・ドング 上掲記事。

²⁵ コルナイ・ヤーノシュ『「不足」の政治経済学』（森田常夫訳）岩波書店 1984年。

²⁶ 社会科学院社会主義経済管理研究所編『財政金融辞典』社会科学出版社 1995年。

²⁷ コルナイ・ヤーノシュ 前掲書。著者はこの問題を「ソフトな予算制約」とよんでいる。

²⁸ 朝鮮の国営企業における独立採算制の導入については、姜日天（カン・イルチョン）「朝鮮社会主義経済建設の現段階における独立採算制の強化について（上）、（中）、（下）」『月刊朝鮮資料』1986年9月、1987年2月、7月の各号を参照。それによると「独立採算制規定」は1973年9月の朝鮮労働党中央委員会第5期第7回総会で審議され国家行政機関に回付されたとされる。

²⁹ 直訳すると「稼いだ収入指標」となる。この言葉の訳は研究者によりさまざまだが、本稿では文浩一（ムン・ホイル）氏の例に習い「稼ぎ高指標」とする。

³⁰ 「稼ぎ高」の概念については朝鮮国内の研究者間で若干の意見の相違が存在している模様である。ひとつは新しく創出された価値部分であるという説（マルクス経済学における生産物価値＝ $C+V+M$ のうちの $V+M$ の部分）であり、もうひとつは純所得＋純収入（純所得とは上記の M 、純収入とは国民所得が再分配された部分）という説である。後者の説が純収入＝国民所得の1次分配であるとするならば二つの説は同じ意味になるが、一度労働者や企業などに分配されたものがサービス部門などに今一度分配されるという意味の再分配という概念を使っている以上、両者には決定的な違いがあるといえよう。この違いは、企業総販売収入の内訳をどのようにとるかによって変わってくる。前者は新たな価値の創出のみを販売の対象と捉えている反面、後者はそれとともに非生産部門からの収入（たとえば企業が運営する食堂や余剰車両を使ったタクシーの運営など）もそれに含めるという違いであろう。国家単位で集計された場合、この違いは解消されてしまうが、企業単位で考える場合は問題となってくるであろう。前者の代表としてチャン・ソンウン「工場、企業所での稼ぎ高の本質とその分配において提起される原則的要求」『経済研究』2002年4号 2002年11月、後者の代表として、キム・ヨンス「国家利得金とその合理的動員において提起されるいくつかの問題」『経済研究』2004年1

号 2004年2月。

³¹ 朝鮮では賃金のことを生活費という。

³² 「取引収入金」、「国家企業利益金」についての詳細は後述。

³³ 「国家企業利得金」の計算基準についても若干の意見の相違が存在している。ひとつは企業の販売収入実績に国家企業利得納付率をかけるというもの、もうひとつは図2に書いたように稼ぎ高実績に国家企業利得確定納付率をかけるというものである。後者は国家企業利得金を経常納付と確定納付に分け、「稼ぎ高」が確定しない状況の下でも先に販売実績に基づき国庫納付を行い、「稼ぎ高」が確定した後で確定納付をするという方法を提示している。この方法が現実的であろう。前者については、リ・ヨングン「企業所経営活動で稼ぎ高を増やすための方途」『経済研究』2003年1号 2003年2月、後者についてはキム・ヨンス 上掲論文。

³⁴ 『経済学辞典』社会科学出版社 1985年。

³⁵ 正確を期すために朝鮮における「工業」の範囲について補足しておこう。朝鮮において工業とは「自然物を採取、加工し社会的生産物の圧倒的部分を生産する人民経済の主導的部門」と規定されており、採取工業と加工工業に大別される。日本で一般的に用いられるSNA分類における鉱工業概念と似ているが朝鮮のそれには林業、漁業なども含まれるという違いがある。しかし、林業、漁業などが占める割合は相対的に小さく近年その部門での成長が著しいということもないので成長率を見るのに大きな問題はないと思われる。

³⁶ 「より高く、より速く。 経済復興の現場から－9」『朝鮮新報』2002年10月11日付。

³⁷ 一部外国人や外国企業との合弁企業などへの課税は存在する。

³⁸ 『財政金融辞典』社会科学出版社 1995年9月。

³⁹ 文浩一（ムン・ホイル）「朝鮮民主主義人民共和国の経済改革——実利主義への転換と経済管理方法の改善——」『アジア経済』第45巻第7号 2004年7月。

⁴⁰ ムン・イルボン「2002年国家予算執行の決算と2003年国家予算に対する報告」最高人民会議第10期第6回会議 2003年3月26日。

⁴¹ 2004年10月23日付『朝鮮新報』HP版によると海外同胞を対象にした投資説明会が最近ピョンヤンで開かれ、投資形態として合弁方式でない単独企業の許容、投資奨励分野として、鉄鋼、電気などの分野を推薦した。